

第 1 4 2 回簿記検定試験

2 級 出題の意図

[第 1 問]

(出題の意図)

本問では、商業簿記に関する基本的な理解を確認するための問題を出題しました。

1. 消費税に関し、その記帳方法には税抜方式と税込方式の 2 つの方法がありますが、今回は後者を出題しました。税込方式は、仕入にあたり自らが支払った消費税や、売上にあたり顧客から預かった消費税を仕入原価や売上価額に含めて処理する方法です。
2. 研究開発費は、形態を問わず、その目的に沿ったものはすべて該当する複合費ですが、その本質的な理解が問われています。
3. 固定資産の売却という主たる営業活動以外の取引で受け取った手形が不渡りになったときの処理でした。
4. 代金を一定期日までに支払った場合に代金の一部の支払いが免除される仕入割引の適用を受けたときの処理が問われています。
5. 本支店会計から、本店が支払った費用の一部を支店が負担することになったときの支店側の処理が問われています。

なお、本支店会計のうち、未達事項の処理と内部利益が付加された取引については、「商工会議所簿記検定試験出題区分表」の改定により平成 28 年度より 2 級では出題されなくなりますが、本問のように本支店会計そのものが範囲から削除されるわけではないことにご注意ください。

これらはどれも解答不能な問題ではありませんが、基礎力に加えて簿記・会計担当者には不可欠の資質である注意力も要することになります。「仕訳は暗記」と思い込んでいる人もいるようですが、仕訳とは取引を借方の要素と貸方の要素とに分解することであり、仕訳そのものを暗記する必要はありません。

勘定科目を覚えていないと仕訳することはできませんので頭に入れておく必要はありますが、学習をする際は仕訳そのものを覚えるのではなく、「なぜこう処理するのか」あるいは「なぜこうしなければならないのか」を考えるクセをつけるように心掛けてください。

[第2問]

(出題の意図)

本問は、純資産に直接的な変動をもたらす取引に関する資料に基づいて、株主資本等変動計算書を完成する問題です。株主資本等変動計算書の作成は比較的新しい論点ですが、資料として与えられている純資産の変動にかかわる取引は、2級の商業簿記としてはすべて基本的なものであり、内容的には標準的な水準の問題であるといえます。

解答にあたっての主なポイントは、株主資本等変動計算書の様式や記載内容を十分に理解していることを前提として、(1) 資料として与えられている増資、剰余金の配当と処分、合併および当期純利益の計上について、純資産に対する直接的な変動の内容を科目および金額の両方において正しく把握することができるかどうか、(2) それらの内容を答案用紙の株主資本等変動計算書に正しく記入し、完成できるかどうかにあります。

[第3問]

(出題の意図)

本問では、株式会社の決算に際し、決算整理前残高試算表から貸借対照表を作成する問題を出題しました。過去の類問と同様に、未処理事項と決算整理事項をよく読み、仕訳を起こしたものを決算整理前残高試算表上の金額に加算していくという、基礎的な仕訳力と計算力があれば正答に到達できる問題です。

流動固定の分類を含む貸借対照表の様式と典型的な表示科目を理解していれば、容易に得点に結びつけられる部分も含んでいます。

本問で注意すべき点には、次のようなものがあります。

1. 未処理事項が商品の期末帳簿棚卸高や売掛金の貸倒引当金の計算に影響すること。
2. 商品の期末帳簿棚卸高と実地棚卸高の調整をよく考えて計算する必要があること。
3. 前期末の決算において計上した未払費用の再振替仕訳が行われていないことを前提に決算整理を行う必要があること。
4. 有形固定資産の減価償却が月次決算で見積計上されていることを前提に、減価償却累計額の算定を行う必要があり、また、200%定率法の計算を含んでいること。
5. 商標権が直接法で記帳されているため、当初の取得原価を計算する必要があること。
6. 月次の引当額を考慮して、賞与引当金を計算する必要があること。

7. 仮払法人税等に計上された源泉所得税を考慮して、未払法人税等（または未収還付法人税等）を計算する必要があること。

8. 借入金の返済期限をよく読んで、流動固定の区分をすること。

[第4問]

(出題の意図)

問1、問2は標準原価計算を複式簿記機構に組み入れる方法について本質的な理解をしているかどうかを問う問題です。

パーシャル・プランの標準原価計算は、仕掛品勘定の借方には費用を実際原価で振り替えるとともに、実際生産量に原価標準をかけて計算した標準原価にて仕掛品勘定から製品勘定に振り替える方法です。月初・月末の仕掛品があれば標準原価で計算します。仕掛品勘定と借方と貸方の差が原価差異として、原価差異勘定に振り替えられます。これは標準原価計算としては最も基礎的なことです。特に本問題では月初・月末の仕掛品に触れておらず、月初・月末仕掛品を無視してよいので、計算は非常に簡単です。

従来の出題では勘定記入の形で問われることが多かったですが、本当に理解していれば仕訳の形で問われても迷わず正答できたと思います。

原価差異ですが、学習目的のために差異の種類ごとの勘定に振り替える勘定連絡図が示されることがありますが、実務上は、差異分析は複式簿記機構の外で行われるのみで、差異の種類ごとの勘定は設けられず、本問のように原価差異勘定ひとつで処理されるのが普通です。

問4では、製造間接費の差異分析において三分法による分析を求めています。問題の条件で、「能率差異は変動費のみで計算するものとする」と指示しています。能率を向上させても固定費の発生額が減少することはない、固定費能率差異が減少した分操業度差異が増えるだけであることから、固定費能率差異を能率差異に含めるべきでなく、操業度差異に含めるべきという考え方があります。いままでの出題では、「能率差異は、変動費と固定費の両方からなるものとする」という趣旨の断り書きが必ずつけられていました。過去問を注意深く検討した人は、なぜこのような断り書きがあるのか疑問に思っただけで調べ、三分法には2種類あることに気が付けたと思います。たとえそのような三分法のやり方を知らなくても、差異分析の本質をよく理解していれば正答にたどり着くことが可能です。

差異分析においては、総差異はかならず分解された差異の合計と一致しなければなりません。予算差異は、予算許容額と実際発生額の差異であり、原価管理上もっとも重要な差異であることから予算差異と固定費能率差異を合算することはありえないと考えて、固定費能率差異を操業度差異に含める処理にたど

り着けたのではないかと思います。

[第5問]

(出題の意図)

本問は、工程別単純総合原価計算の問題です。複数の工程からなる、この工程別単純総合原価計算の問題により、総合原価計算の基本的な仕組みを理解しているか、そして、それにさまざまな計算条件が加わっても計算できる力があるかを見るための問題でした。

第1工程、第2工程の順番で計算しますが、両工程とも平均法で完成品と仕掛品の原価を計算します。ただし、第1工程では、正常な仕損が発生しています。さらに、第2工程では、原料の追加投入があります。この問題では、これら追加の計算条件について、どのように計算処理するか理解していないと正解に至ることができません。日頃から、総合原価計算の基本的な仕組みを理解したうえで、本問のような、さまざまな計算条件の問題に取り組み、正確な理解を目指してほしいと思います。